

ダイエット商品の契約にご注意！

「インターネットで購入したダイエット商品を試してみたが、まったく効果がない」といった苦情・相談が全国の消費生活センターへ寄せられています。

相談事例

インターネットの「体に貼るだけでダイエット」という広告を信じ、ダイエット商品を購入した。しばらく使ってみたが、まったく効果がない。誇大広告だと思うので放置したくないが、どうしたらよいか。(当事者：50歳代 女性)

アドバイス

表示、広告と実際の内容が異なる、あるいは法律上認められていない効能効果をうたう商品については、それぞれ所管の行政庁に情報提供をしましょう。

☑ 痩身（そうしん）や美容効果をはじめ、商品やサービスの効果や性能について表示する場合、事業者は、表示の裏付けとなる合理的な根拠を持っていなければなりません。使用者の体験談やアンケート結果を用いる場合にも、客観性が確保されていることが必要です。

☑ 実際の商品やサービスとかけ離れたうたい文句や誇大な表示があると、消費者の適切な選択が妨げられてしまいます。そのため、「景品表示法」では、うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。

☑ 消費者庁では、景品表示法違反が疑われる情報の提供を受け付けています。

☑ 健康食品等で医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）に基づく承認を得ず、医薬品のような効能効果を表示・広告に用いているケースについては、厚生労働省や都道府県が監視活動を行っています。

※国民生活センターのウェブサイトを参考にしました。

少しでも疑問を感じたら、すぐに消費生活センターへ相談を！

あきらめないで、消費生活センターにご相談ください。

【問い合わせ先】

伊奈町消費生活センター

☎048-721-2111（内線2234）

月曜日から木曜日（10時～15時）

消費者ホットライン

☎（市外局番なし）188

お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内いたします。